

山梨県立大学大学院看護学研究科 研究科委員会運営規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科5301号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第34条第2項の規定により設置される山梨県立大学大学院看護学研究科研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究科委員会は、研究指導教員（大学院設置基準第9条各号に掲げる資格を有する教員をいい、特任教員を除く。以下同じ。）をもって組織する。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、研究指導教員のほか、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授及び特任教員を研究科委員会に出席させることができる。

3 前項の規定による出席者は、議決権を有しない。

4 第1項の規定にかかわらず、研究指導教員資格に係る審査を行う場合の研究科委員会は、研究指導教員である教授を構成員とする。

(審議事項等)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(開催)

第5条 研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、研究科長が必要と認めたときは、臨時に研究科委員会を開催することができる。

2 研究科長は、構成員（第2条第2項に規定する構成員を除く。以下同じ。）の3分の1以上の請求があったときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(議案の提出)

第6条 研究科委員会への議案の提出は、研究科長が行う。

2 構成員は、研究科長に対し、議案の提出を請求することができる。

(定足数)

第7条 研究科委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ成立しない。

2 構成員が疾病又は旅行等により引き続いて2か月以上にわたり研究科委員会に出席できないと認められるときは、研究科委員会の議を経て定足数に算入しないことができる。

(構成員以外の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係の教職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(議決)

第9条 議決を行う場合は、出席した構成員の過半数の賛成を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第10条 研究科委員会に関する事務は、池田事務室が行う。

(議事録)

第11条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、研究科委員会の確認を得なけ

ればならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。